令和６年能登半島地震による被災者に関する

県営住宅施設等目的外使用許可事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和６年能登半島地震による被災者が、県営住宅施設等の一時使用を希望した場合の取扱いを適正かつ合理的に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「令和６年能登半島地震による被災者」（以下「被災者」という。）とは、令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震によって被災した者で、市町村が発行する災証明書等により、当該事実を確認することができるものをいう。

（許可の取扱い）

第３条　被災者に対する県営住宅施設等の一時使用の許可は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定に基づく目的外使用許可とする。

（被災者が行う許可の申請）

第４条　被災者は、県営住宅施設等の一時使用の許可を受けようとするときは、別記第１号様式による被災者用県営住宅施設等一時使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

1. 市町村が発行する災証明書
2. 誓約書
3. 前２号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

（審査）

第５条　知事は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは、これを許可し、別記第２号様式による県営住宅施設等一時使用許可書により当該被災者に通知するものとする。

（使用料の免除）

第６条　被災者が一時使用する県営住宅施設等の使用料は、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第10条第２号の規定に基づき免除するものとする。

（一時使用の期間）

第７条 被災者が使用する県営住宅施設等の一時使用の期間は、許可した日から起算して６月以内とする。ただし、知事が、必要があると認めるときは、６月ごとに一時使用の期間を延長することができる。

２　前項ただし書の規定に基づき被災者が県営住宅施設等の一時使用の期間の延長を受けようとするときは、別記第３号様式による県営住宅施設等一時使用期間延長申請書を知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは、これを許可し、別記第４号様式による県営住宅施設等一時使用期間延長許可書により当該被災者に通知するものとする。

（明渡しの届出）

第８条　被災者は、県営住宅施設等を一時使用する必要がなくなった場合は、速やかに別記第５号様式による県営住宅施設等明渡届出書により知事に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第９条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、県営住宅施設等の一時使用の許可を取り消し、県営住宅施設等の明渡しを請求することができる。

（１）申請書に虚偽の記載があったと認める場合

（２）被災者が誓約書の内容を履行しなかった場合

（３）被災者が一時使用の許可条件に違反した場合

（４）前３号に掲げるもののほか、県営住宅施設等の管理上支障があると知事が認める場合

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、県営住宅施設等の目的外使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年１月１２日から施行する。